

## 議案第49号

石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月27日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い，当該条例の一部を改正するため。

## 石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年石岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め，同条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め，同項中第11号を削り，第12号を第11号とし，同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に，「施設」を「敷地」に改め，同条第12項中「の規定に規定する」を「に規定する」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第4項中「第49条」を「第49条第1項から第3項まで」に改める。

第9条第2項中「第5項で」を「第5項に」に改め，同項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「石岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年石岡市条例第17号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」に改める。

第23条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第24条中第9号を第11号とし，第8号を第10号とし，第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては，当該利

用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第25条第3項及び第4項中「第11項」を「第10項に」改める。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第39条第1項中「市の職員」の次に「（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」を加える。

第42条第2項中「諸記録」を「次に掲げる記録」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- (2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第25条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (4) 第26条第10項に規定する訪問看護報告書
- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第28条の規定による市への通知に係る記録
- (7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第47条第2項中「厚生労働大臣」を「市長」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第49条第4項中「第8条」を「第8条第1項から第3項まで」に改める。

第51条第2号中「又は」を「ないし」に改め、同条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項中「諸記録」を「次に掲げる記録」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 夜間対応型訪問介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第59条中「第9条第1項」を「第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第55条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、同項」に改め、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」に改め、「夜間対応型訪問介護」を「指定夜間対応型訪問介護」に改める。

第59条の3第1項第2号中「当該地域密着型通所介護」を「当該指定地域密着型介護」に改め、同項第3号中「市が定める」を「市長が定める」に改める。

第59条の4ただし書中「ただし、」の次に「当該管理者は、」を加え、「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「提供する。」を「提供するものとする。」に改め、同号を第8号とし、同条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第59条の17第1項中「市の職員」の次に「（当該指定地域密着型通所介護事業所が市の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」を加える。

第59条の19第2項中「諸記録」を「次に掲げる記録」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第59条の20後段中「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」を「運

営規程（第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」に改め、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改める。

第59条の20の2中「指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。」の次に「同号において同じ。」を加える。

第59条の20の3前段中「及び第59条」を「、第59条の2」に、「第59条の4、」を「第59条の4及び」に改め、同条後段中「第59条の2に規定する運営規程をいう。」を「第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。」に、「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と」の次に「、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と」を加える。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の31第3項中「指定居宅サービス等基準第70条第1項」を「県基準条例第72条第1項」に改める。

第59条の37第2項中「諸記録」を「次に掲げる記録」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 療養通所介護計画

- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第59条の38中「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護予防支援をいう。以下同じ。」を「指定介護予防支援をいう。」に改め、「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項中「諸記録」を「次に掲げる記録」に改め、同項に次の各号

を加える。

- (1) 認知症対応型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告，評価，要望，助言等の記録

第82条第1項中「第191条」の次に「第8項」を加え，同条第6項の表中「，指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り，同条第10項中「第6項の表の」を「第6項の表」に改め，同項中「項の中欄」を「項中欄」に改める。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が，指定夜間対応型訪問介護事業者，指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所，施設等の職務」に改め，同条第3項中「第112条」の次に「，第192条第3項」を加える。

第86条第2項第2号ウ中「以下」の次に「この号において」を加える。

第91条第2項中「それらの」を「その」に改める。



第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第93条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条」に改める。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項中「諸記録」を「次に掲げる記録」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサ

ービスの内容等の記録

- (4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告，評価，要望，助言等の記録

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条第3項を第8項とし，第2項を第7項とし，第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること
  - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等

感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第126条の見出し中「居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第127条第2項中「諸記録」を「次に掲げる記録」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告，評価，要望，助言等の記録

第128条中「及び第104条」を「，第104条及び第106条の2」に改め，「第122条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。）」に改める。

第130条第5項及び第6項中「当該地域密着型特定施設」を「当該指定地域密着型特定施設」に改め，同条第7項中第2号を削り，第3号を第2号と

し、同条に次の 1 項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする

(1) 第149条において準用する第106条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務」を削る。

第132条第 4 項第 1 号ア中「一の居室の定員は、1 人とする。」を「一の介護居室の定員は、1 人とする。」に改め、同項第 4 号中「居室」を「介護居室」に改める。

第147条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，1年に1回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項中「諸記録」を「次に掲げる記録」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 地域密着型特定施設サービス計画
- (2) 第136条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第138条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第146条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告，評価，要望，助言等の記録

第149条中「及び第99条」を「，第99条及び第106条の2」に改め，同条後段中「第34条第1項中」の次に「「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と」を加える。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め，「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て，当該医師及び当該協力医療機関」を加え，同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は，前項の医師及び協力医療機関の協力を得て，1年に1回以上，緊急時等における対応方法の見直しを行い，必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に，「を記録する」を「の記録を行う」に改め，同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に，「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め，同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるために」に，「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす医療機関（第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあっては，病院に限る。）」に改め，同項に後段として次のように加える。

この場合においては，複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。

同条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。

- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

同条第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項中「諸記録」を「次に掲げる記録」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 地域密着型施設サービス計画
- (2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望

，助言等の記録

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「，第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改め，「第168条に規定する重要事項に関する規程」と，」を「運営規程（第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改める。

第187条中第5項を第6項とし，第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は，ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「，第106条の2」を加え，「第186条に規定する重要事項に関する規程」と，」を「運営規程（第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。））」と，同項，第32条の2第2項，第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改める。」に改める。

第190条中「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り，第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において，又はサービスの拠点に通わせ，若しくは短期間宿泊させ，日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め，同条中第11号を第12号とし，第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ，第6号の次に次の1項を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，看護小規模多機能型居宅介護



従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項中「諸記録」を「次に掲げる記録」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 居宅サービス計画
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第198条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (5) 第199条第9項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書
- (6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第204条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の石岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第106条の2（新条例第128条，第149条，第177条，第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，新条例第106条の2中「しなれば」とあるのは，「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間における新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「定めておかなければ」とあるのは，「定めておくよう努めなければ」とする。